第2部 施策

- 48 -



第1章「生きがい・介護予防」

~地域で支え合いながら活躍する高齢者へ~

1 社会参加の促進と敬老意識の高揚

(1) 高齢者の生きがいにつながる情報の提供

高齢者がいつまでも生きがいをもって元気でいきいきと過ごせるよう、生きがいにつ ながる情報の提供に努めます。

① 高齢者の生きがいにつながる各種情報の発信

高齢者が、生きがいを持って元気でいきいきと過ごせるよう、市民カレッジ等の学 習機会や高齢者クラブ、シルバー人材センター等の活動機会に関する情報の提供に努 めます。

【主な取組み】

○ 市のホームページやこうほう佐倉などにおいて、高齢者が参加可能な市民カレッジ 等の学習機会や地域活動、就労等の活動機会などの高齢者の生きがいに繋がる各種 情報について集約化した上で、情報発信します。

【実績と計画値】

			第7期実績		第7期見込	第8期計画		
	取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
1 .	齢者の生きがいに する情報の発信	情報周知 した回数 (回)	1	ı	-	2	2	2

(2) 学習機会の確保

高齢者が参加可能な学習機会(市民カレッジ等)の確保に努めます。

① 公民館等における生涯学習等の推進

高齢者が参加しやすく、魅力ある学習を高齢者自らが企画・運営する公民館活動に おける生涯学習活動を推進するとともに、習得した知識を生活や地域等へ還元できる 各種講座の推進を図ります。また、地域福祉センターで開催されている高齢者を対象 にした講座や千葉県が主催する生涯大学校等も学習機会として推進します。

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)
市民大学講座運営 事業	講座の開催 館数(館)	4	4	4	4	4	4

② 各種出前講座の実施

福祉行政はじめ市政についての市民の理解を深めるため、地域の団体等の要請に応じ担当部署の職員が地域に出向いて説明する「出前講座」を実施します。

(3)活動機会の確保

高齢者が、これまで培った知識や経験を、生きがいづくりや地域づくりに活かすことができるよう、各種活動機会の確保に努めます。

① 地域活動の推進

●高齢者クラブ活動への支援

高齢者クラブは、市内在住のおおむね 60 歳以上の会員で構成され、生きがいを高めるとともに、会員相互の健康の維持増進、地域社会活動への参加、貢献などを自主的に実施している団体です。自治会のエリアを基本に地域で結成されている単位クラブと各単位クラブの育成指導等を行う佐倉市高齢者クラブ連合会の活動に対して支援します。

【実績と計画値】

取組名		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
	指標名	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)
		(2010 千皮)	(2013 十)支/	(2020 十)支/	(2021 十)支/	(2022 十)支)	(2020 十)支/
高齢者クラブ活動	周知回数 (回)	3	3	3	3	3	3
	単位クラブ 数(クラブ)	59	58	58	58	58	58

●老人憩の家の管理運営

老人憩の家は、老人の健全なる心身の健康保持及び地域社会における社会福祉の増進を図る目的で、市内に3ヵ所設置し、平成18年度(2006年度)からは、市が指定した指定管理者によって管理運営しています。地域活動や趣味的活動、地域コミュニティの拠点として広く利用されておりますことから、今後とも施設目的に沿った利活用の推進に努めます。

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
老人憩いの家管理 運営事業	利用者数 (人)	28,110	25,504	28,000	28,000	28,000	28,000

●ボランティア活動への支援

市内では、様々なボランティア活動が行われており、福祉や介護を支える力の一翼を 担っています。今後も、各種ボランティア活動の支援を行うとともに、高齢者がボラン ティア活動を通して積極的な社会参加ができるように、社会福祉協議会(ボランティア センター)、市民公益活動サポートセンター、既存のボランティアグループ、関係機関な どとの連携を図りながら、ボランティア活動の推進に努めます。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
個人ボランティア 登録事業	利用者数 (人)	286	280	182	280	280	280
市民公益活動サポ ートセンター管理 運営事業	登録団体数 (団体)	178	177	180	180	180	180

●各種公共施設における各種活動の推進

公民館、コミュニティーセンター、地域福祉センター、老人憩の家等の市内の公共施設における、趣味や創作活動、ボランティア活動、地域自治活動等、高齢者による 多種多様な活動を推進します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込		第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	
公民館管理運営 事業	利用者数	291,583	257,652	258,500	250,000	250,000	250,000	
コミュニティセンター管理運営事業	利用者数	259,971	233,828	291,835	293,267	294,713	296,173	
地域福祉センター 管理運営事業	利用者数 (人)	124,399	131,981	137,700	130,000	130,000	130,000	

●世代間交流を育む活動の推進

高齢者の知識や経験について、学校教育などの様々な場面で生かすため、世代間交流が促進されるよう各種取り組みを推進します。

学校教育では、戦争体験や農業体験などの学習機会、伝承遊び、郷土の祭りなど、 高齢者の知識や経験について、児童や生徒などの次世代に伝えていく活動を推進します。 児童センター、老幼の館、保育園等では、遊びや各種行事を通じ、子どもと保護者、 高齢者等の様々な世代の交流を推進します。

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)
児童センター 管理運営事業	利用者数 (人)	147,426	147,643	148,377	149,328	150,279	151,230

② 就労支援

●佐倉市シルバー人材センターへの支援

公益財団法人佐倉市シルバー人材センターは、高年齢者就業援助法人として、就労による高齢者の社会参加の促進及び地域社会に貢献することを目的として設立され、 会員による自主的・自立的運営を図り、協働・共助のもとに働くことを基本としています。 今後も、高齢者の就業機会の安定的な確保を図るため、佐倉市シルバー人材センターに対し支援します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込		第8期計画	
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
シルバー人材セン ター補助事業	会員数 (人)	1,105	1,165	1,200	1,200	1,200	1,200
	就業延人数 (人)	111,167	113,921	115,000	115,000	115,000	115,000
	年間就業率 (%)	82.5	84.9	90.0	90.0	90.0	90.0

●高齢者福祉作業所の活用

60歳以上の市民で構成する団体を対象に、高齢者の知識と経験を活かした就労や 収入等につながる技術の習得を図るための活動の場として利用されている高齢者福祉 作業所について、管理委託するシルバー人材センターと連携を図りながら運用をして いきます。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)
レインボープラサ	\ —	180	134	130	130	130	130
佐倉管理運営委託 事業	利用者数 (人)	1,896	1,231	1,230	1,230	1,230	1,230

●高齢者のための就業に関する相談及び情報提供

働く意欲のある高齢者の就業機会の情報提供として、定年退職者等の軽易な業務等への就労を援助する佐倉市シルバー人材センターの活動等を広報します。また、市とハローワーク成田が協力して設置運営する地域職業相談室により、高齢者の就労情報を提供するほか、ホームページで就労に関する各種機関を紹介するなど、高齢者等の就業機会の確保に向けた情報提供を行います。

【実績と計画値】

_ ,		第7期実績		第7期見込	第8期計画			
取組名	指標名	平成30年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度		
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	
シルバー人材セン ター入会説明会	参加者数 (人)	300	381	150	320	320	320	
地域職業相談室 運営事業	利用者数 (人)	11,088	9,898	10,000	10,000	10,000	10,000	

(4) 敬老事業の推進

市民の敬老意識の高揚を図るとともに高齢者の地域社会への参加及び生きがいの充実を図るための取り組みを推進します。

① おじいちゃん・おばあちゃんありがとうの気持ちを伝えたい事業の推進

若い世代を中心に、世代を超えた様々な人の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の地域社会への参加の推進や生きがいの充実を図ることを目的とした、地区社会福祉協議会が行う取り組みを支援します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
おじいちゃん・お ばあちゃんありが		ı	ı	7	7	7	7
とうの気持ちを伝 えたい事業	敬老率 [*] (%)	-	-	80	80	80	80

[※] お年寄り(地域貢献活動を行っているお年寄り)に対して尊敬していると感じる市民の割合

② 敬老祝金の贈呈

当該年度内に満99歳と満100歳に達する人の長寿を祝うとともに敬老思想の高揚を図るため、敬老祝金を贈呈します。

取組名		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
敬老祝金贈呈事業	対象者への 通知件数 (件)	105	109	110	115	115	115

2 いきいき健康づくり

(1)健康づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと健康で安心した生活を送ることができるよう、健康の維持・増進等を目的とした各種の施策やサービスを提供し、高齢者の健康維持・増進を推進します。

① 心とからだの健康づくり

佐倉市健康増進計画「健康さくら21(第2次)」の基本理念「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」のもと、高齢者になっても、健康で自立して暮らすことのできる期間を長く保つ「健康寿命の延伸」につながる取組みを推進します。

【主な取組み】

- 生活習慣病について、正しい知識を普及啓発します。
- がん検診や特定健診(健康診査)の重要性を啓発し、受診を勧奨します。
- 健診の結果を健康づくりに役立てられるよう支援します。(健康教育、健康相談、 訪問指導、特定保健指導)
- 生活習慣病予防のために、野菜を多くとれるメニューを広めます。(食生活改善推進員地区活動、出前健康講座、多様な広報媒体の活用)
- ロコモティブシンドロームの予防について普及啓発します。(出前健康教育、メタボ予防のための運動習慣づくり教室、運動指導事業)
- 運動を始め、運動を習慣にできるよう環境の整備を推進します。(マイヘルスプラン普及啓発事業、運動指導事業及び自由開放日の開催)
- 日常生活の中で、歩数を増やす方法や必要性について普及啓発します。(出前健康 講座、メタボ予防のための運動習慣づくり教室、健康相談、特定保健指導)
- 一緒に運動し励まし合うことができる仲間づくりを支援します。(関係各課・地域の健康増進施設やスポーツ団体等と連携して運動に関する事業や運動している市民団体の情報発信)
- こころの健康に関する正しい知識の啓発、相談窓口等を情報提供します。(こころの健康相談、講演会、出前健康講座、広報、ホームページ、リーフレット)

② 歯と口腔の健康づくり

「佐倉市歯科口腔保健基本計画」を平成 26 年 2 月に策定し、市民の歯と口腔の健康づくりを計画的に推進しています。

【主な取組み】

- 歯・口腔と生活習慣病との関係、噛むことの効果を普及啓発します。(出前健康教育、糖尿病予防学習会、健康相談、広報)
- 歯科医師会と連携し、歯と口腔の健康づくりの取り組みを推進します。(歯ッピーかみんぐフェア、よい歯のコンクール、市民公開講座)

③ はり、きゅう、マッサージ等利用助成

高齢者等の健康の増進を図るため、60歳以上または身体障害者手帳等を所持している 18歳以上の市民のうち、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受ける人を対象に、「はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成券」を交付し、費用の一部補助を行います。

【実績と計画値】

取組名		第7期	胡実績	第7期見込		第8期計画	
	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
	申請件数 (件)	3,781	3,936	3,800	3,800	3,800	3,800
マッサージ等 施設利用助成	発行枚数 (枚)	41,988	43,974	42,000	42,000	42,000	42,000
事業	助成券 利用率(%)	48.1	47.7	48.0	48.0	48.0	48.0

(2)スポーツ活動の推進

「佐倉市スポーツ振興計画」に定める、ライフステージに応じた健康・体力づくりの取り組みとして、高齢者のスポーツ活動を推進します。

【主な取組み】

- 高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどにつながるよう、高齢者を対象とした 各種スポーツ大会を開催する団体への支援を行います。
- 高齢者が無理なく、楽しみながら日常生活の一部として健康づくりや介護予防を行えるよう、体操教室や学習会等を開催し、普及に努めるとともに、継続的に体操等を行う「通いの場」を増やしていきます。また、佐倉ふるさと体操等、高齢者でも気軽に行える体操を指導し広めるボランティアの育成と支援に努めます。

3 介護予防の総合的な推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、一人ひとりが健康づくり や介護予防の知識を持ち、実践しながら生活するとともに、生きがいづくりや社会参加の 場を確保することが重要です。

高齢者の社会参加と自立した日常生活を促進し、要介護状態となることの予防、要介護 状態の軽減と重度化の防止を図ります。

また、包括的な介護予防体制の確立のため、事業間の連携や専門職の積極的な関与など、地域共生社会の実現に向けた体制強化に資する施策を推進します。

なお、介護予防事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症等の状況を的確に 把握して、「新しい生活様式」等の感染予防対策を実施します。また、感染症等のまん延状 況に応じ、代替の取り組みを検討します。

(1)一般介護予防事業

生きがい、役割を持って生活できる地域の構築を目指して、年齢や心身の状況に関係なくすべての高齢者が参加できる、住民主体の通いの場を拡大・充実して、介護予防を推進します。また、関係各課と連携し介護・医療・健診情報等を活用した介護予防と保健事業の一体的な実施のための調整を進めます。

① 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を、民生委員・児童委員、主治医、 関係機関等からの情報提供により把握し、住民主体の通いの場や、訪問型・通所型短期 集中予防サービスへつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の知識を普及啓発するため、講演会や各種教室、相談、出前講座等を実施 します。あわせて、広報やホームページ、回覧板等の媒体により介護予防の知識普及 に努めます。

また、佐倉わくわく体操会等をきっかけとした住民主体の通いの場づくりを継続します。

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
介護予防教室等の 開催	回 数 (回)	962	950	950	950	950	950

③ 地域介護予防活動支援事業

地域で介護予防の知識の普及と実践を担う介護予防リーダー等のボランティア養成研修を実施します。また、住民主体の通いの場の充実を図るため、地域で介護予防活動に取り組む市民団体を支援します。あわせて、通いの場において、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職が関与しながら、フレイル予防等の保健指導に取り組みます。

【実績と計画値】

		第7期	期実績	第7期見込		第8期計画	
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
介護予防ボランティア	登録人数 (人)	199	200	190	200	210	220
補助金の交付団体	団体数 (団体)	44	49	30	50	50	50
活動支援	回 数 (回)	181	175	150	180	185	190
週1回以上活動す	か所数 (か所)	92	95	95	100	105	110
る通いの場	参加者数 (人)	1,300	2,003	2,000	2,000	2,100	2,200

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションの視点から保健・医療の専門職による助言等の支援を行い、住 民運営の活動の場における効果的かつ継続的な介護予防の取り組みを支援します。ま た、効果的な介護予防マネジメントや自立支援に向けたサービスを促進するため、地 域ケア会議やサービス担当者会議、介護者や介護職員に対して、専門職による支援を 行います。

(2)介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援者等に対して、要介護状態等となること の予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止と、地域における自立した日常生活 の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支 援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目 的として実施する事業です。

また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスの提供に加え、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とし、地域の支え合いの体制づくりが推進されます。

① 訪問型

【主な取組み】

○ 訪問介護相当サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に、ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行う費用(利用者負担を除く。)を負担します。このサービスは、以前の介護予防訪問介護に相当するものです。

○ 訪問型生活援助サービス(訪問型サービス A)

身体機能等の低下により家事等を行うことが困難な要支援者等に、市の研修を修 了した「生活援助ヘルパー」が居宅を訪問し、生活援助を行います(身体介護はし ません)。

○ 住民主体の生活支援サービス(訪問型サービス B)

住民主体で要支援者等の日常生活(買い物援助、調理、ゴミ出し、電球の交換、 庭木の剪定、草取り、障子・網戸の張替え、布団干し、階段の掃除等)の支援を行 う団体に対し、運営に要する 経費の一部を補助します。

○ 訪問型短期集中予防サービス(訪問型サービス C)

通常の通所サービスの利用が困難で、早期介入による閉じこもりの予防・改善、 生活機能の向上等の支援が必要な要支援者等に対し、市の保健・医療の専門職が住 まいを訪問し、介護予防相談と支援を行います。

○ 法人主体の移動サービス(訪問型サービスD)

一人では公共交通を利用した外出が困難な要支援者等へ、買い物、通院、社会参加、介護保険サービス以外の通いの場及び集いの場等への送迎並びに送迎前後の付添い及び見守りを行う者に対し、運営費の一部を補助します。

		第7期	明実績	第7期見込		第8期計画	
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
訪問介護相当	利用者数	560	525	507	490	473	457
サービス	(人)		323	307	150	1,3	137
訪問型生活援助	利用者数	9	8	8	8	8	8
サービス	(人)	9	O	O	O	0	O
訪問型サービスB	団体数	4	3	6	11	11	11
補助金の交付	(団体)	4	ر	0	11	11	11
訪問型短期集中	利用者数	3	3	5	5	5	5
予防サービス	(人)	3	<u>م</u>	5	5	5	5
訪問型サービスD	団体数	2	2	2	2	2	2
補助金の交付	(団体)		2	2	2	2	2

② 通所型

【主な取組み】

○ 通所介護相当サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に、通 所介護施設(デイサービスセンター)が行う、食事・入浴・排泄などの日常生活上 の支援や、生活向上のための支援の費用(利用者負担を除く。)を負担します。こ のサービスは、以前の介護予防通所介護に相当するものです。

○ 通所型短期集中予防サービス(通所型サービス C)

短期間の集中的な支援により心身機能や社会参加の回復が期待できる要支援者 等に対して、市の保健・医療の専門職による介護予防プログラムを、通所形式で実 施します。

○ 法人主体の通所型サービス

身体機能や認知機能の低下が見られ、専門的支援を必要とする要支援者等に対して、社会福祉法人等が自ら管理運営する市内の介護保険施設等で行う、保健・医療・福祉の専門職による閉じこもり予防や自立支援に資する活動の費用の一部を補助します。

【実績と計画値】

	第7		期実績 第7期見込		第8期計画			
取組名	指標名	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
通所介護相当 サービス	利用者数 (人)	1,081	1,094	1,164	1,239	1,318	1,402	
通所型短期集中 予防サービス	利用者数 (人)	19	23	12	18	18	18	
法人主体の通所型 サービス	団体数 (団体)	2	2	2	2	2	2	

③ その他の生活支援サービス

ひとり暮らし高齢者等への見守り等その他の生活支援サービスにかかる地域課題について、地域資源の開発等を行う地域ケア会議や、多様な主体間の情報共有と連携・協働により資源開発等を推進する協議体等の状況を踏まえ、検討していきます。

④ 介護予防ケアマネジメント

要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを提供します。

介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センター職員等が本人や家族と話し合い、自立に向けた目標の達成に取り組んでいけるよう、介護予防の取り組みや適切なサービスの利用を支援し、ケアプランの作成を行います。

また、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図るため、地域ケア会議等を活用した多職種の連携のもとでの個別事例検討や、地域包括支援センター職員向けの研修を実施します。

		第7期実績		第7期見込	第8期計画			
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	
介護予防ケアマネ	要支援相当	2,785	2,856	2,975	3,099	3,229	3,364	
ジメント	延べ利用者 数 (人)	10,181	10,147	10,113	10,120	10,120	10,120	



第2章「安心な生活の確保」

~住み慣れたまちで自分らしく暮らすために~

1 安心できる在宅福祉サービスの提供

一人暮しの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症の高齢者のうち特に支援が必要な人に 対して、生活の質の維持等を図るため、介護保険外の在宅福祉サービス等を提供します。

(1) ひとり暮らし・高齢者世帯を支える在宅福祉サービス

① 高齢者等ふれあい配食サービス

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などで、心身の障害等の理由で調理や買い物が困難な人に、居宅での生活を支援するため、週に1~5回、夕食を配達します。配達は、本人に直接手渡しして、安否確認を行います。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
高齢者等ふれあい 数 配食サービス 延べ	配食対象者数 (人)	123	116	106	110	115	115
	延べ配食数 (食)	17,557	16,185	14,006	17,680	18,480	18,480

② 緊急通報装置の貸与

一人暮らしの高齢者等を対象に、疾病・災害等による不測の緊急時に即応するため、 居宅に設置する緊急通報装置を貸与します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)
緊急通報装置の 貸与	貸与対象者 数 (人)	167	153	153	170	170	170

③ 高齢者台帳への登録

一人暮らしの高齢者や認知症、寝たきり高齢者等のうち希望者について、見守りや 緊急時の対応、各種福祉サービス利用等に役立てる高齢者台帳を作成し、市と民生委 員・児童委員、地域包括支援センターの三者で情報を共有します。

(2) 在宅生活における介護者等への負担軽減

① 紙おむつ等の購入費用助成

要介護3~5の在宅の高齢者とその家族の経済的・精神的な負担の軽減を図るため、 該当の要介護者が使用する紙おむつ等の購入費用の一部を助成します。

【実績と計画値】

取組名		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
紙おむつ等購入	申請件数 (件)	1,075	1,230	1,350	1,500	1,650	1,800
助成事業	助成券利用 実績(件)	15,949	17,716	19,300	21,230	23,300	25,600

② 訪問理美容出張費用の助成

高齢者や障害者のみの世帯の 65 歳以上かつ介護度が要介護4以上で、疾病等の理由で外出が困難な人を対象に、居宅で理容または美容のサービスを受ける場合の出張費用の一部を助成します。

③ 生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)

基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立していないなど社会的対応が困難で、介護保険サービスの対象外の高齢者に対して、養護老人ホームにおける短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行い、基本的生活習慣の確立が図られるよう援助します。

④ 福祉タクシー利用料金の助成

高齢者台帳に「寝たきり」と登録されている人に、福祉タクシー券、福祉寝台車券を交付し、外出のためタクシーを利用する場合の料金の一部を助成します。

⑤ 介護者教室

介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、「介護者教室」を開催し、現に介護中やこれから介護する予定の人を対象にした、基本的な介護に関する学習や実習と介護相談を行います。

⑥ 介護者のつどい

介護家族の精神的負担の軽減を図るため、介護に関する学習や介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて支援を行う「介護者のつどい」を開催します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
開催回数(件)		40	35	19	40	40	40
介護者のつどい	延べ参加者 数 (人)	274	287	146	304	344	385

⑦ 介護マークの交付

介護中であることを周囲に理解されるための介護マークを、介護をする人に交付します。また、介護マークや制度の普及啓発のため、公共施設等に、啓発用ポスターの掲示やパンフレットを設置します。

(3) 見守り支援・もしもの時の支援

① 安心カードの交付

外出時に携行することで万一の救急時や災害時の適切な対応に役立てるため、氏名、 住所、緊急連絡先、かかりつけ医療機関等を記載する名刺サイズの安心カードを、市 内に居住の 65 歳以上の人などに配布します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
安心カード配布 事業	提供枚数 (枚)	30	43	50	60	70	80

② 救急医療情報キットの給付

緊急時等に必要な情報(かかりつけ医療機関、持病・服薬、緊急連絡先等)を記入して冷蔵庫内に保管することで、救急時や災害時の適切な対応につなげるため、救急 医療情報キットを市内に居住する 75 歳以上の人に給付します。

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)
高齢者安心キット 給付事業	周知回数 (回)	2	2	2	2	2	2
	配布数 (枚)	3,024	2,881	2,800	3,000	3,750	3,850

③ 佐倉市高齢者見守り協力事業者ネットワーク

高齢者の異変等を発見した場合に、市や地域包括支援センターに連絡する協定を、 地域の各家庭を対象に業務を行っている事業者と締結しています。協定事業者の協力 により、高齢者を地域においてさりげなく見守ることで、早期の対応を図ります。あ わせて、協定締結事業者の拡大に努めます。

④ 2市1町SOSネットワーク

佐倉市、八街市、酒々井町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合で構成する2市1町SOSネットワーク連絡協議会により、徘徊等で行方不明になった認知症高齢者等を迅速に発見するため、FAXや防災無線等による情報提供を行い、市民に捜索への協力を呼びかけます。

認知症高齢者等が行方不明となったときの早期発見と安全の確保のため、事前登録により、「SOSステッカー」(靴のかかと部分に貼る登録番号入りの反射ステッカー)を交付します。

【実績と計画値】

取組名		第7期	期実績	第7期見込	第8期計画			
	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)	
2市1町SOS	搜索回数 (回)	30	32	23	40	40	40	
ネットワーク	事前登録者数 (ステッカー) 交付数	30	35	25	40	40	40	

⑤ 高齢者見守り事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り 体制の強化を図ります。

2 認知症にやさしい佐倉の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、 多くの人にとっての身近なものになっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっ ても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人とその家族の視点を重 視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していきます。

(1)認知症の理解を深めるための普及・啓発

① 認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識や接し方などを学び、認知症の人とその家族を地域であたたかく見守る「認知症サポーター」を養成するための講座を開催します。

認知症の人と特に関わることの多い小売業・金融機関・公共交通機関等の従業員、 こどもや学生に対する養成講座の拡大に努めます。

【実績と計画値】

		第7期	明実績	第7期見込	第8期計画			
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)	
認知症サポーター 養成講座	開催回数	52	45	10	40	40	40	
	受講者数 (人)	1,602	1,616	150	600	600	600	
	サポーター 数 (人)	20,057	21,673	21,823	22,423	23,023	23,623	

② 広報やリーフレットなどによる、認知症の理解促進等

広く市民の認知症への理解を深めるとともに、認知症の人やその家族が、早期の気づきにより医療・介護の専門職への適切な相談ができるよう、広報活動を行います。 また、認知症ケアパスを本人の視点が反映されるよう改訂し、相談に活用します。

世界アルツハイマーデー (9月21日)を中心として、世界アルツハイマー月間である9月において、イベントの実施や、普及啓発に係る取り組みを行い、認知症の理解の促進を図ります

③ 認知症サポート医、認知症専門医による普及・啓発

講座等を通じ、地域住民や認知症の人の家族、介護サービス関係者等に認知症の正 しい知識の普及を図ります

(2) 予防

運動不足の改善、社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の予防には有効です。 このことから、地域において高齢者が身近に通うことのできる「通いの場」を拡充します。(第1章「3 介護予防の総合的な推進」参照)。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

① 物忘れ相談の実施

物忘れや認知症について不安がある人とその家族を対象に、専門医等による物忘れ 相談を実施します。受診の必要性の判断と、軽度認知障害(MCI)の早期発見によ り、認知症予防の支援につなげます。

② 認知症初期集中支援チームの配置

認知症の人と医療受診や介護サービスを受けていないものの認知症が疑われる人を対象に、各地域包括支援センター内の「認知症初期集中支援チーム」と認知症サポート医が支援計画を作成し、受診や介護サービスへの利用支援等の初動対応を包括的・集中的に行うことで、家族負担の軽減と在宅生活の継続を支援します。

③ 認知症連携シート「さくらパス」等の積極的な活用推進

認知症の人と家族を支える多職種が連携し、情報を共有するため、連携パスの活用 を促進します。

④ 多職種連携研修会の開催

認知症のケアには多職種の協働が必要なため、知識や技術の習得を目的とした合同 研修会を開催し、連携した支援体制づくりを進めます。

⑤ 認知症地域支援推進員の配置

認知症施策の推進役を担う認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症の人を支える地域資源の把握や認知症施策の普及促進、医療と介護の連携づくりを推進します。

⑥ 認知症カフェの開設

認知症の人と家族、地域住民、専門職が集う「認知症カフェ」を開設し、認知症の 人を支えるつながりと、認知症の方の家族の介護負担を軽減します。

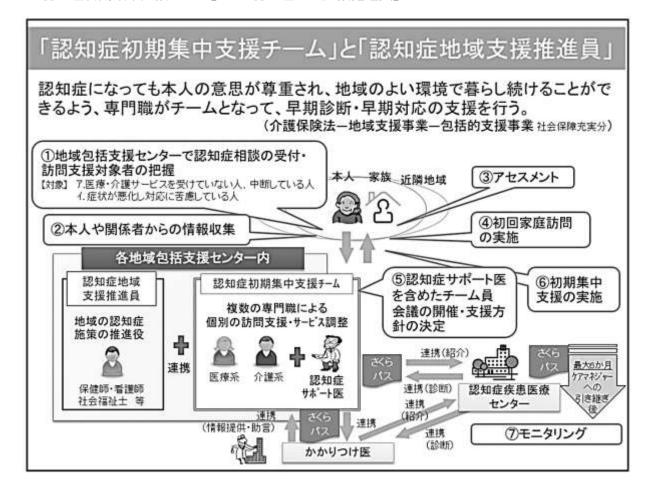
⑦ 家族介護支援事業(介護者教室・介護者のつどい)の開催

介護家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、「介護者教室」を開催し、現に介護中やこれから介護する予定の人を対象にした、基本的な介護に関する学習や実習と

介護相談を行います。(第2章「1 安心できる在宅福祉サービス」(2)⑤の再掲) 介護家族の精神的負担の軽減を図るため、介護に関する学習や介護者自身の健康管理、情報交換等を通じて支援を行う「介護者のつどい」を開催します。

(第2章「1安心できる在宅福祉サービス」(2)⑥の再掲)

○ 「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」



		第7期実績		第7期見込	第8期計画			
取組名	指標名	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和5年度 (2023年度)	
認知症初期集中 支援チーム	チーム数 (チーム)	5	5	5	5	5	5	
認知症地域支援 推進員	配置人数 (人)	5	5	5	5	5	5	
認知症カフェ	開催数 (回)	9	9	6	9	9	9	

(4) 認知症バリアフリー、若年性認知症の人の支援、社会参加支援

① 認知症高齢者声かけ訓練の実施

認知症の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の見守り支援体制を整えるため、認知症高齢者に対する声のかけ方訓練を実施します。

② 若年性認知症の人への支援、社会参加支援

若年性認知症に係る理解の促進を図りながら、若年性認知症の人が社会参加し活動 することができる支援体制づくりを推進します。

③ チームオレンジの整備

地域に暮らす認知症の人と家族の困りごと等の支援ニーズと、認知症サポーターを 中心とした支援者をつなぐ仕組み「チームオレンジ」の構築とその活動を推進します。

④ 高齢者の虐待防止ネットワークの活用

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、市内の関係機関・ 団体等が連携を強化するために設置している「佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク」 を活用した関係機関によるケース検討会議の開催や、専門機関等と連携した様々な支援・対応を進めます。(第2章「3権利擁護と地域の見守り」(3)②を引用)

⑤ 2市1町 SOS ネットワーク

佐倉市、八街市、酒々井町と、佐倉警察署、佐倉警察署管内防犯組合連合会、佐倉市八街市酒々井町消防組合を構成団体とする「2市1町SOSネットワーク連絡協議会」により、徘徊等で行方不明になった認知症高齢者等を迅速に発見するため、FAXや防災無線等による情報提供を行い、市民に捜索への協力を呼びかけます。認知症高齢者等が行方不明となったときの早期発見と安全の確保のため、事前登録により、「SOSステッカー」(靴のかかと部分に貼る登録番号入りの反射ステッカー)を交付します。(第2章「1安心できる在宅サービス」(3)④の再掲)

⑥ 成年後見制度利用支援

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の利用促進に取り組むとともに、中核機関(佐倉市成年後見支援センター)が主軸となり関係機関と連携しながら、制度利用に係る相談や、後見人の支援等を行います。また、弁護士会等の士業団体や民間団体と協力して講演会の開催等を行い、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図ります。(第2章「3権利擁護と地域の見守り」(1)①の引用)

3 権利擁護と地域での見守り

高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができるよう、 成年後見制度の普及と制度の活用の促進を図ります。また、地域の関係機関と連携して、 支援を必要とする人の早期発見と適切な支援につなげるための体制づくりを進めます。

(1) 成年後見制度

① 成年後見制度利用促進

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度の利用促進に取り組むとともに、中核機関(佐倉市成年後見支援センター)が主軸となり関係機関と連携しながら、制度利用に係る相談や、後見人の支援等を行います。また、弁護士会等の士業団体や民間団体と協力して講演会の開催等を行い、成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図ります。

② 成年後見審判請求事務等

成年後見制度の利用が必要にもかかわらず親族による申立が期待できない高齢者について、市長が家庭裁判所へ審判の請求を行います。あわせて、費用負担が困難な場合に、申立費用や後見人等の報酬を助成します。

(2)地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

認知症等により判断能力が不十分なため、生活上に何らかの問題を抱える高齢者が、 地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を送ることができるよう、福祉サー ビスの利用手続きの代行や日常的金銭管理等の援助を行っている佐倉市社会福祉協議会 につなぐ等、地域と連携して支援をしていきます。

(3) 高齢者の虐待防止

高齢者虐待は、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応とともに、高齢者と養護者への支援が必要です。地域住民や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等による地域の見守りを行うとともに、「虐待防止ネットワーク」を活用して、高齢者と養護者に対する支援を行います。

① 高齢者をとりまく地域における見守り意識の高揚

高齢者虐待の早期発見には、高齢者のわずかな異変を察知できる、居住する地域の人々等による日常における気付きが重要です。このため、「佐倉市家庭等における虐待・暴力対策ネットワーク会議」等による関係機関の情報共有と連携の強化を図るとともに、広報やホームページ等を活用し、高齢者虐待に関する正しい知識の普及と、虐待防止への地域の意識の高揚を図ります。

② 佐倉市高齢者虐待防止ネットワークの活用

高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応・再発防止を図るため、市内の関係機関・団体等が連携を強化するために設置している「佐倉市高齢者虐待防止ネットワーク」を活用した関係機関によるケース検討会議の開催や、専門機関等と連携した様々な支援・対応を進めます。

(4)養護老人ホームへの適切な入所措置

在宅において日常生活を営むのに支障がある65歳以上の高齢者に対し、心身の状況、 その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、老人福祉法第11条の規定による 養護老人ホームへの入所等の措置を適切に行っていきます。

4 在宅生活を支える体制の充実

(1)生活支援体制の整備

増加する単身高齢者世帯や高齢者のみ世帯、認知症の高齢者に対して、医療、介護のサービス提供にとどまらず、市が中心となって、さまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

また、就労的活動などを含めた、役割がある形での高齢者の社会参加を促進する取り 組みを検討していきます。

① 生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置し、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況の把握を行い、生活支援等サービス提供体制整備の推進に努めます。

② 協議体の設置及び運営

生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が、情報の共 有・連携強化を図るため、協議体を随時設置し、高齢者の生活を支える仕組みづくり を進めていきます。協議体には、地域住民や関係団体等にも参加を促し、地域の中で の課題や不足する資源について、課題解決及び資源開発に向けた検討を行います。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
協議体	開催回数	28	21	10	20	20	20

(2)地域ケア会議の推進

包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施、また、介護等が必要な高齢者 の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくため、地域ケア個別会議と地域 ケア推進会議を実施します。

① 地域ケア個別会議の実施

医療・介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が恊働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援します。

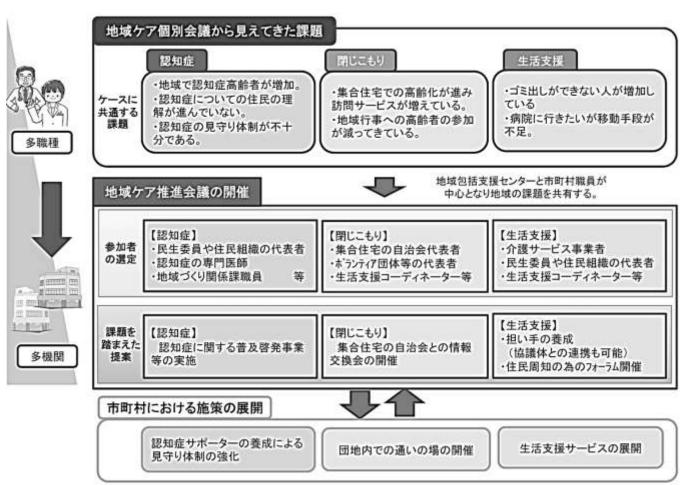
② 地域ケア推進会議の実施

個別事例を検討する会議から地域課題の抽出を行い、民生委員、NPO法人、社会福祉法人及びボランティア等、多様な関係者と連携しながら、地域課題の解決を検討していきます。

③ 介護予防のための地域ケア個別会議の取組強化

高齢者が尊厳を保持しながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続ける ことができるよう、多職種が連携しながら自立支援に資するケアマネジメント、ケア を提供するための体制づくりを強化していきます。

○ 個別ケース検討の積み重ねによる政策提案への視点(一例)



5 高齢者が暮らしやすい住環境の整備

(1) 福祉のまちづくりの推進

高齢者が安心・安全に行動できる都市環境を目指して、市民、民間事業者等との連携 を強化し、計画的な「福祉のまちづくり」を推進します。

① 福祉のまちづくりの推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)や 「千葉県福祉のまちづくり条例」に準拠して、公共施設のバリアフリー化、安全で快 適な歩行環境整備など各種事業を推進します。

② 公共公益施設等の整備におけるユニバーサルデザイン化の推進

公共公益施設等の整備では、バリアフリー新法や千葉県福祉のまちづくり条例に従い、高齢者、障害者等が円滑に利用できるユニバーサルデザイン*による施設づくりを行います。また、「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に該当する開発行為や商業施設等の整備について、事前協議段階より、高齢者・障害者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインによる整備を要請します。

※ヿ゠バーサルデザイン

普遍的な、全体の、という意味が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害 の有無などにかかわらず、最初から出来るだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

(2)安心して利用できる交通基盤の整備

高齢者が道路等の公共空間や公共交通を利用する際に障がいとなる、段差、自動車や 自転車の通行等の危険・不都合な場所の改善解消を図り、全ての人が安心して利用でき るよう、さまざまな交通基盤の整備や施策の推進に努めます。

① 道路整備

高齢者等が安心安全に移動できるように、市街地における歩道の整備、視覚障害者 用誘導ブロックの整備、車いすに対応した歩道幅員の確保、勾配や段差の解消等の対 策を推進します。また、主要な道路における電線類の地中化等による電柱などの障害 物の排除、坂道や階段における手すりの設置、休憩スペースの確保等高齢者等の負担 軽減を図ります。

② 公共交通の整備

高齢者等の社会参加の促進や日常生活における移動手段の確保のため、民間路線バスや佐倉市コミュニティバス等による公共交通網の維持、充実を図っていきます。また、エレベーターやエスカレーター、車いす対応トイレの設置が未整備の鉄道駅については、公共交通事業者の整備計画等を踏まえて、支援をしていきます。

③ 交通安全の推進

高齢者・障がい者等が安心して歩行できる空間づくりを目指し、信号機や標識などの交通安全施設の整備を関係機関に要請します。あわせて、高齢者等の安全・安心な外出や移動を確保するため、高齢者等の通行に配慮した自転車・自動車の走行、駐輪・駐車マナー等の啓発を行い、交通安全を推進します。また、交通安全の啓発資料を配布して、高齢者自身の安全対策を呼びかけます。

④ 移動が困難な高齢者に対する支援

NPO、公益法人、社会福祉法人等が、要介護者や身体障害者等に対して実施する福祉有償運送について、福祉有償運送運営協議会において指導、助言します。

移動が困難な高齢者等に対し通院や買い物等の移動を支援する外出支援サービスや 宅配サービスを行う事業者等について、必要とする人への情報提供に努めます。

(3) 高齢者が生活しやすい住まいの整備

高齢者が暮らしやすい住まいの整備を図るとともに、住まいに関する相談活動や情報 提供に努めます。また、高齢者等が安心・安全で快適に生活することができるよう、介 護保険サービスによる住宅改修費の支給を行います。

① 市営住宅の改修

高齢者が安全・安心に市営住宅に居住することができるよう、改修にあわせてバリアフリー化を進めていきます。

② 高齢者に配慮したまちづくり・住宅づくりの誘導

「バリアフリー新法」や「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者等に配慮したまちづくり・住宅づくりを推進するよう、事業者(開発事業者・建築主等)に対して要請・指導を行います。

また、有料老人ホームについては、千葉県と情報の共有を図りつつ、通院や買い物等に不便が生じないよう配慮した立地等、高齢者が安心して住み続けることのできる住まいの整備を図ります。

③ 介護保険サービスにおける住宅改修費支給

要支援・要介護の認定を受けている人に対し、必要に応じてリハビリテーション専門職等による点検を行いながら、介護保険サービスによる住宅改修費を支給します。

④ 高齢者の住まいに関する情報提供、相談活動

高齢者の住まいに関する相談に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人及び佐倉市 住宅相談協議会との連携による対応や、空き家バンク制度、近居・同居住替支援事業 等補助制度の周知により、相談活動や情報提供を行います。

また、住宅確保に配慮が必要な高齢者等が、適切に住宅を確保できるよう、千葉県住まいづくり協議会やと連携して、住まい探しや居住支援サービスに関する情報提供等を行います。

⑤ 高齢者施設の整備方針について

令和 22 年(2040 年)の人口状況を視野に入れ、かつ、地域包括ケアシステムの 進展を考慮して、第8期計画期間における適正な施設整備を進めます。

6 地域包括支援センターの運営

(1)安定した事業運営

地域の高齢者の総合相談や権利擁護、地域の支援体制づくり、介護予防等の必要な援助などを行い、日常生活の質の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

また、より暮らしやすい地域になるよう、地域の民生委員、町内会、医療機関、ケアマネジャーなど、様々な関係機関とのネットワークを作り、高齢者を支援します。

① 地域包括支援センターの設置

地域の高齢者の利便性を確保するため、地域包括支援センターを、日常生活圏域ご とに1カ所設置します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
地域包括支援 センター	設置数 (か所)	5	5	5	5	5	5

② 専門職の配置

相談者の多様なニーズに答えられるよう、地域包括支援センターごとに福祉や保健の専門職を配置します。また、生活支援コーディネーター等を配置し、介護予防や生活支援サービスの提供体制の充実を図ります。

〇 配置基準

地域包括支援センターの円滑な運営のため、保健師、社会福祉士及び主任介護支援 専門員の3つの職種(準ずる者を含む。以下で「3職種」という。)を配置するものと し、その人員配置基準は、以下のとおりとします。

【ア 第1号被保険者(65歳以上高齢者)数が6,000人未満の場合】

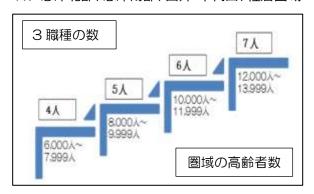
第1号被保険者		職種及び職員数								
(65 歳以上高齢者)	保健師・看護師 社会福祉士 主任介護支援専門									
概ね 1,000 人未満	3 職種のうち 1 ~ 2 名									
1,000人~1,999人		3職種のうち2名								
2,000 人 ~ 2,999 人	1名 いずれか1名									
3,000人~5,999人	1名	1名	1名							

(「佐倉市地域包括支援センターの包括的支援事業に関する基準を定める条例」第3条)

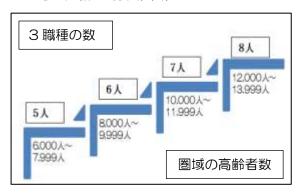
【イ 第1号被保険者(65歳以上高齢者)数が6,000人以上の場合】

圏域の高齢者人口及び面積を考慮し、以下のとおりとします

A. 志津北部、志津南部、臼井·千代田、佐倉圏域



B. 根郷·和田·弥富圏域



○職員配置体制

3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)を配置するほかに、介護予防 及び認知症の総合的支援の実施に必要な人員として常勤換算で1名の専門職、生活支 援体制整備事業の実施に必要な人員として常勤換算で1名の専門職の計2名(3職種 以外でも可)を配置します

【ア 志津北部地域包括支援センター配置人数】

※ ア〜オの「その他職員」は、3職種が兼務しています。

取組名		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)
配置人数	3 職種 (人)	6	6	6	7	7	7
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【イ 志津南部地域包括支援センター配置人数】

取組名		第7期	明実績	第7期見込	第8期計画						
	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度				
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)				
	3 職種	6	6	6	6	6	6				
和罢 粉	(人)	•	•			•					
配置人数	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2				

【ウ 臼井・千代田包括支援センター配置人数】

取組名		第7其	明実績	第7期見込	第8期計画					
	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)			
	3 職種	7	7	7	7	8	8			
配置人数	(人)	,	,	,	,	J	Ü			
能自入致 	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2			

【エ 佐倉地域包括支援センター配置人数】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023年度)
配置人数	3 職種 (人)	5	6	6	6	6	6
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

【オ 南部地域包括支援センター配置人数】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
配置人数	3 職種 (人)	5	6	6	6	6	6
	その他職員 (人)	2	2	2	2	2	2

(2) 多様な相談体制(総合相談)

日常生活の中での様々な困りごとや相談に対し、相談者に寄り添いなから、迅速かつ 的確に情報を提供します。また、情報を共有した上で、より良い解決策を相談者と共に 見出していける体制づくりを推進します。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)
総合相談	相談件数 (件)	4,769	4,856	4,943	5,031	5,121	5,213

(3)専門職による介護支援専門員の支援体制

介護が必要な方、また、介護が必要となる可能性がある個々の相談者に対し、より 具体的・専門的に介護に関する情報を提供します

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
介護支援専門員 相談件数	相談件数 (件)	553	505	580	580	580	580

(4) 圏域間の連携

それぞれの日常生活圏域において把握された課題や解決策について、市及び各地域 包括支援センター間で情報を共有し、より強固な体制づくりを推進します。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)
連携会議	会議回数	17	18	20	20	20	20

(5) 地域包括支援センターの事業評価

地域包括支援センター業務を点検するための仕組みを検討した上で、実際に評価した結果を、事業の改善や適切な運営に反映できるよう、適正な評価を実施します。

7 災害・感染症対策の推進

近年、大地震、河川の氾濫、土砂崩れ等の大規模な災害や、新たな感染症の流行等により高齢者が犠牲となる事例が相次いで発生しています。

高齢者は、運動能力の低下等で迅速・的確な避難行動等が取り難いため災害の犠牲になりやすく、また、老化や生活習慣病等による抵抗力の減退等に伴い感染症に罹患すると重症化の危険性が高いことから、これらの危機に関する対策の充実を図る必要があります。

(1)災害への対策

「佐倉市地域防災計画」等に沿って、地震や水害等災害時における高齢者の生活を支える取り組みを進めます。

① 高齢者施設の整備方針について

東日本大震災を契機として、社会福祉法人と協定を締結し、市内の社会福祉施設を 高齢者等の福祉避難所として活用する体制を築いています。さらに新設される施設と の協定締結を推進するとともに、地域団体等と連携した避難訓練や検討会等の実施な ど災害時の実行性を高めるための取り組みを進めます。あわせて、被災時における施 設のライフライン等確保のための検討を進めます。

② 在宅避難者への対応

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、自治会・町内会、自主防災組織、ボランティア団体、福祉サービス事業者等が連携して、在宅で避難生活をおくる要配慮者に対する訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズの把握のための連絡体制の整備を図ります。

(2) 感染症等による健康危機への対応

「佐倉市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に沿って、新型コロナウイルス感染症等の感染症に対し、正しい知識を持って予防策を実践できるよう、適切でわかりやすい広報等による啓発に努めます。あわせて、感染症の流行時には、関係機関等との連携協力の下に、感染症のまん延予防に努めます。



第3章「医療・福祉」

~いつまでも自分らしく生きるために~

1 在宅医療・介護の連携と推進

(1) 医療・介護連携における課題の把握と対応策の検討

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で継続して日常 生活を営むことが出来るように、地域の医療・介護関係者へのヒアリングや実態把握を 行い、在宅医療・介護連絡会議において対応策を検討します。

(2) 医療・介護関係者に対する相談体制の構築

地域の医療介護関係者からの在宅医療・介護連携に関する相談に応じ、必要な情報の 提供及び助言その他必要な援助を行います。

(3)地域住民への普及啓発

在宅での療養が必要になったときに、高齢者自らが必要なサービスを適切に選択できるよう、在宅医療と介護に関する学習会や講演会を開催します。

あわせて、高齢者が自分らしい生き方を尊重され、本人の希望に沿ったケアの提供がなされるよう、自分の受けている医療や介護の情報、緊急時の連絡先、万が一の場合の延命治療等に関する意思から葬儀についての考えまでを記入することができる「わたしらしく生きるを支える手帳」の普及・活用を図ります。

(4) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築・推進

在宅での療養生活を支えるために、医療・介護関係者が速やかに情報共有する体制の整備をすすめます。終末期までの切れ目ない医療と介護の提供体制の整備に向けて、多職種が連携するためのグループワーク等を活用した研修会や事例検討会を開催して、各専門職がお互いの役割を理解するとともに、顔の見える関係を構築していきます。

2 介護保険制度の適正な運営

団塊の世代が後期高齢期を迎える令和7年(2025年)を目前に控え、必要とされるサービス水準を確保し、適正に介護保険サービスの提供がおこなえるよう、介護基盤の充実促進と、保険者機能の向上を図るための体制を整備します。

(1)介護保険サービスの推進

介護を必要とする段階となった高齢者が、可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、引き続き在宅サービスの充実を図ります。また、自宅での生活が困難となった場合でも、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護サービス基盤の整備を進めます。あわせて、高齢者が安心して必要なサービスを受けることができるよう、介護保険サービス事業者への適切な支援・助言を行います。

① 事業所の整備

一般高齢者等の調査で、介護が必要になった場合に在宅介護を希望するとの回答が40.0%と多数を占めていること等を踏まえ、訪問看護や訪問リハビリテーション等の在宅生活を支える居宅サービス、24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実を図ります。

なお、施設サービスの整備目標策定にあたっては、市内全域を基本単位とし、事業者へ の聴取や働きかけを実施しながら、原則公募によりサービス基盤の整備を進めます。

② 事業者への支援

介護保険サービス事業所の運営や経営状況、サービス提供の状況把握に努めるとと もに、利用者が安心してサービスを受けることができるように、きめ細やかな相談対 応や事故防止に向けた適切な助言をおこなうことにより、事業者のサービスの質の向 上を支援します。あわせて、介護保険サービス事業者間で構成する各種連絡協議会等 との連携を図り、事業者相互の情報交換や研修会等の活動を支援します。

さらに、事業所指定届や変更届等は共通様式とする、押印の見直しや郵送等による 申請の勧奨を積極的に行う等により、文書負担や来庁負担の軽減を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症流行下における介護保険サービス提供の継続と事業の安定的な運営に資するため、引き続き介護保険サービス事業所に対し、必要な支援を行います。

③ 共生型サービスの円滑な導入

佐倉市では、平成 29 年(2018 年)の共生型サービス開始以前から、障害者の自立支援のため、障害者総合支援法に基づくサービス提供を行っており、当事者が65歳を迎え、介護保険サービスを適用する際は、当事者の心身の状況や障害特性に応じて、障害福祉サービスを加え、より適正な支援内容となるよう取り組んできました。今後も、この支援方針を継承するとともに、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所への共生型サービス事業所の円滑な導入の支援など、障害者が65歳以上になっても使い慣れた事業所で安心してサービスを利用できるよう取り組みを進めます。

(2)介護保険制度の円滑な運営や給付の適正化

法令等に基づく基本的なサービスを提供し、介護保険制度への信頼を維持していくために、事業者の指導及び育成を行います。また、適正な保険料の徴収と給付を推進し、 適切なサービスを提供することにより、持続可能なシステムを維持するよう努めます。

① サービスの質の担保

市が指定している地域密着型介護サービスや介護予防支援、居宅介護支援の事業者に対し、事業者支援を基本とした指導を効果的に行い、介護給付等対象サービスや介護報酬の請求などに関する取り扱いの周知徹底を図ります。

基準違反などが疑われる場合には監査を実施し、違反などが認められた場合には公正かつ適切な措置を行い、介護サービスの質の確保・向上と介護保険制度への信頼性の維持に努めます。

【実績と計画値】

		第7期実績		第7期見込	第8期計画		
取組名	指標名	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019 年度)	(2020年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023年度)
サービスの質の 担保	集団指導回数(回)	2	0	2	2	2	2
	実地指導 回数(回)	0	26	0	20	20	20

② 適切な要介護認定の推進

高齢者人口の増加に伴い申請者数と経費も増加する中、必要な介護サービスを迅速 に提供するために、認定調査と審査判定が速やかに実施できるよう、介護認定審査会 や認定調査員の体制を整備します。あわせて、電子化等による事務効率化に努めます。

また、公平かつ適正な認定調査及び審査判定を行うため、国の基準に基づき事務を

執行するとともに、審査会委員や認定調査員への研修等を実施し、適切な運用を図っていきます。

③ 介護給付適正化事業の推進

利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護報酬請求内容の点検 等の実施により介護給付等に要する費用が適正なものとなることを目的として、介護 給付適正化事業を行います。

介護保険サービスが必要な人に適切かつ効果的に提供されるよう、①要介護認定の 適正化、②ケアプランの点検(ケアマネジメント研修会を含む)、③住宅改修の適正化 (実地検証)、福祉用具購入・貸与調査、④医療情報との突合、縦覧点検、⑤介護給付 費通知、給付実績の活用など引き続き適正化に取り組みます。

感染症流行等、実地指導が困難な場合にも、必要な人に効果的に適切なサービスが 提供されているかを確認するため、 随時、居宅介護支援事業所を抽出してケアプラン の点検を実施し、介護支援専門員の資質・専門性の向上などを支援するとともに、そ の手法について研究を進めます。その他、安定した介護保険制度運用のため、被保険 者をはじめ広く市民に介護保険制度の周知を行い、適切な利用を促していきます。

【実績と計画値】

取組名	指標名	第7期実績		第7期見込	第8期計画		
		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		(2018 年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
適正化主要5事業 の実施数	事業数 (事業)	5	5	5	5	5	5

④ 低所得者等の負担軽減

低所得者等が、介護サービスの利用を制限されることがないよう、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進などを図り、高齢者の所得状況に配慮した負担軽減策を実施します。また、サービスの利用控えによる重度化防止や家族の介護疲れを防ぐためにも、1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される高額介護サービス費や、所得・資産が一定以下の場合に利用できる負担限度額制度、また、災害時における減免制度など、個別の制度の周知に努めます。

(3)介護サービスの質の向上

ケアの質を確保しながら必要なサービスが行えるよう、介護事業者の業務効率化への 取り組みを支援します。

深刻化する介護人材不足に対応するために、介護の仕事に対するイメージの向上や各

種啓発、情報提供、人材確保に向けたさまざまな支援を充実します。

多様化する高齢者のニーズに応じてきめ細かなサービスを提供するため、苦情相談体制を充実させるとともに、介護相談員派遣事業等を実施し、サービスの質の向上に努めます。

① 苦情相談体制の充実

利用者本位の適切なサービスを受けることができるよう、また、介護サービスの質の向上につながるよう、相談体制の充実を図ります。苦情解決にあたっては、その内容に応じて、地域包括支援センターや千葉県、千葉県国保団体連合会などと連携し、解決を図っていきます。

② 介護相談員派遣事業の実施

利用者や家族の声を受け止め、施設における課題の調整や問題解決を行うことで、 苦情に至る事態を未然に防止するなど、介護サービスの質の向上を図るため、特別養 護老人ホームや介護老人保健施設、グループホーム等に、介護相談員を派遣していま す。今後も、施設の増加や施設における困難事例に対応できる介護相談員体制づくり を進めるとともに、相談員制度の普及啓発と活動の充実を図りつつ、介護サービスの 質の向上や虐待の未然防止等を推進していきます。

③ 介護人材の確保と資質の向上

団塊世代の全てが後期高齢者となる令和7年に向けて、高齢者が必要な介護サービスを利用するためには、介護サービス事業者が十分に人材を確保したうえで、その職場が長く働き続けることができるものであることが必要です。

市内の4割弱の事業所では平均3人の人材が不足し、9割弱の事業所では職員数に 余裕はないと捉えていることから、必要となる介護人材の確保に向けて、資格取得支 援や研修受講の支援を行うとともに、特別養護老人ホーム等における介護ロボット活 用等による業務効率化や労働負担の軽減等の検討を進め、介護職場の環境改善を図り ます。あわせて、資格取得にかかる費用の助成について検討を進めるとともに、広報 等を通じて介護の仕事のイメージ向上に努めます。

④ 介護従事者への支援と業務効率化

介護人材の確保にあたっては、事業者に対する処遇改善等、各種加算の取得に関する説明や、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備等を一体的に取り組みます。また、介護現場における業務仕分けやロボット・ICT(情報通信技術)の活用、元気高齢者の業務参入による業務改善など、介護現場の革新の取組みを進めます。

あわせて、介護離職防止のため、雇用担当部局と連携しての職場環境の改善に関する 普及啓発等に取り組みます。

(4)介護保険などに関する情報の提供・周知啓発

高齢者に必要な医療・介護・福祉・保健サービスの種類が多様化している中、サービスを必要としている人が適切なサービスを選択できるよう、市民と事業者に情報をわかりやすく提供します。

① 介護保険や福祉制度に関する情報の提供

【主な取組み】

○ 制度案内の充実

介護保険制度やサービスを紹介する「みんなの介護保険」や福祉制度に関する情報を掲載している「地域資源ブック」などによる全般的な制度案内の充実に努めるとともに、ホームページを活用した迅速な情報提供など、さまざまな方法により制度の周知や普及を図ります。

○ 出前講座等を活用した啓発

地域の団体等の求めに応じ、市や地域包括支援センターの職員が地域に出向き、 出前講座を開催します。あわせて、民生委員・児童委員等の協力を得ながら介護保 険や福祉の制度の啓発を行います。

② 介護サービス事業者に関する情報の提供

介護サービス事業者に関する情報提供のために、厚生労働省が管理運営する「介護 サービス情報公表システム」や、千葉県が管理運営する「ちば福祉ナビ」のリンクを 市のホームページに置いています。

介護サービス情報公表システムや第三者評価の評価結果の有効活用のほか、各事業所の情報公開を進め、市民が希望に沿ったサービスを選択できるよう、サービス提供事業所の特色や、質の向上のための取り組みのわかりやすく情報提供に努めます。